

高等職業訓練促進給付金のご案内

この給付金は、ひとり親家庭の父母が安定した収入を期待できる資格を取得するため一定の間、養成機関での修業を必要とする場合に、その修業期間の一部において、生活費相当額と入学時にかかった費用の一部を支給するものです。原則、1回限りです。

1 給付金の種類

名称	内容	金額	支給期間等
高等職業訓練 促進給付金 〃 継続給付金	修業期間の一部において、 生活費相当額を支給 ※ 継続給付金は、受講開始後に児童が20歳に到達する場合に申請してください ※ 非課税所得です	◆ 住民税 非課税 世帯(※1) 月額 10 万円 〔修業期間の最後の12か月は 月額14万円 〕 ◆ 住民税 課税 世帯(※1) 月額 7 万 5 百円 〔修業期間の最後の12か月は 月額 11 万 5 百円 〕	申請日の翌月から 養成機関修了月 ※ 支給上限4年 (准看護師養成機関修了後、引き続き看護師の養成機関で修業する場合は、通算5年が上限)
高等職業訓練 修了支援給付金 〃 特別給付金	入学時にかかった費用の一部を支給 ※ 特別給付金は、受講開始後に児童が20歳に到達する場合に申請してください ※ 課税所得です	◆ 住民税 非課税 世帯(※1) 5 万円 ◆ 住民税 課税 世帯(※1) 2 万 5 千円	修了後に支給 (養成機関を修了翌日から30日以内に申請してください)

(※1)申請者及び同居家族全員の課税状況によって決定します。また、7月分以前は前々年度、8月分以降は前年度の課税状況により算定します。

2 対象者

新潟市にお住まいで20歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす方。

- (1)児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成を受給している又は受給できる所得水準にあること(所得水準を超過した場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象になります)
- (2)養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の習得が見込まれること。
- (3)就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (4)過去において当該給付金等を利用したことがないこと。

〔注〕高等職業訓練促進給付金事業と趣旨を同じくする給付(求職者制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等)を受けている場合は、対象になりません。

3 対象の資格

雇用保険法の規定による下記のいずれかの講座・資格で、訓練期間が6か月以上のもの

- ① 一般教育訓練(情報関係の資格や講座に限る)の指定講座
- ② 特定一般教育訓練の指定講座
- ③ 専門実践教育訓練の指定講座
- ④ 下記の資格
(②・③に該当しないカリキュラムの場合は、修了が確実であることが見込まれるもの)
看護師 准看護師 介護福祉士 保育士
理学療法士 作業療法士 保健師 助産師
その他上記に準じ市長が地域の実情に応じて定める資格

対象資格は下記から検索できます。

教育訓練給付金 検索システム



<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

4 お手続きから支給決定までの流れ (窓口:こども政策課)

①事前相談	申請前に、事前相談(自立支援プログラムの策定等)を受けていただく必要があります。 ※ 4 月以降に修学予定の場合は、前年の 11 月末までに「事前申込書」を提出してください。 ※ 申込が予算の範囲を超えた場合は、厳正な審査のうえ申込者へ支給決定の可否を通知します。
②訓練促進 給付金の 申請	【申請受付】 毎月15日まで(締切後に申請された場合は翌月末の支給となります) 【提出書類】 ○支給申請書 ○高等職業訓練促進給付金調書 ○添付書類 ● 児童扶養手当証書 または ひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し ※ 上記がない場合は、申請者と児童の戸籍謄本 ● 養成機関が発行した在学証明書など(申請月のもの) ● 養成機関のパンフレット(概要、カリキュラムが記載されているもの)など ● 申請者、児童及び同居の親族の方のマイナンバーが分かる書類 ● 申請者の本人確認書類(顔写真入り書類 1 点 または 公的書類 2 点) ● 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 (所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者がいる場合)
③訓練促進 給付金の 支給	「高等職業訓練促進給付金支給(不支給)決定通知書」を送付します。 以降、毎月末に指定の口座へ訓練促進給付金を振込いたします。
④修了支援 給付金の 申請	【申請期限】 養成機関を修了した日の翌日から30日以内 ※ 申請受付は毎月15日まで(締切後に申請された場合は翌月末の支給となります) 【提出書類】 ○修業完了届及び高等職業訓練修了支援給付金支給申請書 ○カリキュラムの修了証明書の写し
⑤修了支援 給付金の 支給決定	月末に指定の口座へ修了支援給付金を振込いたします。

「自立支援教育訓練給付金」と併用が可能な場合があります。
必ず入学前にお問い合わせください。



5 その他の必要な届出および申請について (窓口:こども政策課)

内容	提出時期
在学証明書の提出 ※ 提出いただけないと支給を停止する場合があります	4半期ごと (4・7・10・1月の10日頃までに)
成績証明書の提出 ※ 提出いただけないと支給を停止する場合があります (訓練期間が1年以上の場合)	毎年4月
修業期間中に児童が20歳に到達する場合 「促進継続給付金」の申請 【提出書類】 ○高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書 ○添付書類(「訓練促進給付金」と同様です)	「促進給付金」支給終了月 (児童が20歳に到達する月) の翌月以後
「促進継続給付金」を受給し、カリキュラムを修了した場合 「修了支援特別給付金」の申請 【提出書類】 ○高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書 ○カリキュラムの修了証明書の写し	修了日から起算して 30日以内
受給資格を喪失する場合 「受給資格喪失届」の提出 ①ひとり親家庭でなくなったとき ②新潟市内に住所を有しなくなったとき ③修業をとりやめたとき ④所得水準が児童扶養手当受給所得水準を超えたとき	事由該当から 14 日以内 ※手続きが遅れると返還金が発生します ますのでご注意ください

6 事前相談および申請窓口、お問い合わせ先

新潟市役所こども未来部
こども政策課
(助成給付グループ)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町 602 番地 1
☎ 025-226-1201
✉ mirai@city.niigata.lg.jp